

# 判例研究

## 〔商法四五四〕 いわゆる私製手形による手形訴訟が手形制度および手形訴訟制度の濫用（悪用）として却下された事例

（東京地裁平成一五年一〇月一七日民事第七部（手形部）判決  
平成一五年（手ワ）第一八六号約束手形金請求事件  
判時一八四〇号一四二頁、判タ一二三四号二八〇頁）

### 〔判示事項〕

一 本件手形は、A4判用紙に「約束手形」の表題の下に手形要件が記載されたいわゆる手製手形であり、その記載に照らすと、単なる金銭支払約束書で、借用書の類というべきものである。

二 本件手形は手形の信用と流通とは無縁のものであって、Xが本件手形により提起した本件手形訴訟は、手形制度及び手形訴訟制度を濫用（悪用）したものであり、不適法なものというべきである。

### 〔参考条文〕

手形法七五条、民事訴訟法三五〇条、三五六条、三五七条

### 〔事実〕

本件は、X（原告）がY（被告）から約束手形の振出しを受けたとして、手形金二〇〇万円とこれに対する法定利息金の支払を求めた事案である。

ただし、この「約束手形」は、全国銀行協会所定の統一約束手形用紙を用いたものではなく、A4の用紙に、手形額二〇〇万円、支払期日平成一五年九月三〇日、支払地・支払場所Y住所、振出日平成一五年九月一八日、振出地Y住所、振出人Y、受取人Xと記載したものであった。Xは、平成一五年九月三〇日、支払場所であるY住所において支払のため呈示したが、Yが支払を拒絶したとして東京地裁（民事七部手形部）に手形訴訟を提起した。

## 〔判旨〕

Xの訴えを却下。

一 本件手形は、A4版用紙に「約束手形」の表題の下にX主張の手形要件が記載されているものであり（甲一）、いわゆる私製手形である。その記載に照らすと、本件手形は、YがXに対して支払期日にY方において二〇〇万円を支払うことを約束した文書であり、どうしてこのような文書がY・X間で授受されたか明らかでないが、単なる金銭支払約束書で、借用書の類というべきものである。

本件手形は、上記のとおり「約束手形」と記載され、

「上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形

と引替にお支払いいたします。」と記載されているが（甲一）、暴力金融取立業者でもない限りこれを取得しようとする者がいるとはおよそ考えられず、正常な取引により第三者へ転々流通譲渡されることは全く予定されておらず、かつ、不可能であることが明らかである。手形は金銭支払の手段として利用され、約束手形は一般に信用利用の道具として用いられるものであるが、本件手形は、そのような

手段性、用具性が全く認められず、形式的には手形要件が記載されているものの、上記のとおり手形としての本来の性質を何ら見いだせないものである。

## 〔研究〕

却下判決という処置に反対する。

一 有効な手形たるためには手形要件が記載されていさえすればよく、それが記載される素材や記載の体裁のいかん

それにもかかわらず、XがYをして本件手形を作成させたのは、手形訴訟により、Yの抗弁を封じ、かつ、簡易・迅速に債務名義を取得して、Yに対して強制執行手続きをし、または、同手続をすることを示して圧力をかけて金銭の取立てをすることを目的としているものと推認される。

手形訴訟制度が、証拠制限をし、簡易・迅速に債務名義を取得させることをしているのは、手形の信用を高め流通を促進するために、その簡易・迅速な金銭化が強く要請されるからであるところ、本件手形が手形の信用と流通とは無縁のものであることは上記説示から明らかである。

以上に説示したところを併せ考慮すると、Xが本件手形により提起した本件手形訴訟は、手形制度および手形訴訟制度を濫用（悪用）したもので、不適法なものというべきである。

二 よって、本件訴えは不適法でその不備を補正することができないから、口頭弁論を経ないでこれを却下する」

を問わない。わが国でもかつては市販あるいは自製の手形用紙が使用されていたのであるが、昭和四〇年一二月以降は、不渡の防止を目的として、銀行を支払場所（支払担当者）とする手形を振り出すときは、銀行が当座取引先にだけ交付する全国銀行協会制定の統一手形用紙を使用しなければならないものとされている（小切手用紙については明治期より支払人たる銀行が交付した用紙を使用することとされていた）。

今日では、「取引の実際では、統一用紙を用いないで作成した手形は、決済、割引を受けられず、取立もしてもらえない」ので、相手方もこれを受け取ることがないため、一通も流通していない（高窪利一・現代手形小切手法〔第三版〕三七頁）と断言されるほど事実上の統一手形用紙による事実上の原則化が進んでおり、それ以外の用紙を用いた手形は、きわめて異例な手形というニュアンスを込めて「私製手形」と称されている。

しかし、ひるがえって考えてみれば、統一手形用紙による手形が手形法上有効であることの法的根拠にしたところで、それはけつして全国銀行協会が「制定」したからではなく、そもそも手形法上手形の素材・体裁が自由だからである。したがつて、統一手形用紙に似せた用紙であれ（旧

商工ローン私製手形事件——東地判平成一五年一一月一七日判時一八三九号八三頁、判タ一一三四号一六五頁）、そうではない本件の用紙であれ、いかなる用紙を用いようと手形として有効たりうるのであって、そのことについては統一手形用紙を用いた場合と何らかわりはない。あえて言えば、統一手形用紙も「私製手形」であるといつてもよいはずであり、統一手形用紙以外の用紙を用いた手形は、銀行・顧客間また銀行相互間の自治的な約款にもとづく銀行取引・手形交換から排斥された、いわば「銀行外手形」であるという点が異なつてゐるだけである。

二 民訴法三五〇条は、「手形による金銭の支払の請求」及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求めることができるものと定める。手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則は、統一手形用紙の導入と歩調をあわせる形で昭和四〇年から施行されたために、従来、「手形による金銭の支払の請求」といえば「統一手形用紙を用いた手形による手形金の請求」がイメージされていたといってよい。しかし上述のように「私製手形」が手形訴訟の対象となりうることに理論的な問題はなく、また、従来の裁判実務でもそのように取り扱われてきたという経緯がある。

しかし本判決は本件「私製手形」について、「その記載に照らすと、単なる金銭支払約束書で、借用書の類というべきものである」と断じた。形式的に手形要件が記載されてしまいが、じつは手形の体裁をした証拠証券にすぎないというのである。

しかるに、判決がその根拠とするところをみると、本件「私製手形」である「甲第一号証」の記載のされ方からみてその流通性は皆無であって、「暴力金融取立業者でもない限り」これを取得しようとする者があるとはおよそ考えられず、「手形としての本来の性質」である金銭支払の手段性や信用利用の用具性が全く認められないからである、という。だが、本件のようなイレギュラーな体裁ではあっても当事者が眞面目に授受したものであれば、それをも手形訴訟から排除する理由はないはずである。反対に、もし本件「私製手形」が形式上一見明白に「手形」としての適格に欠けるものとすれば、何も「手形制度及び手形訴訟制度の濫用（悪用）したものであり不適法」などと一般条項（正義感？）を大仰に持ち出さずとも、「手形による金銭支払の請求に当たらない」とすれば必要かつ十分であつたであろう。

三 それにもかかわらず判旨が不適法却下という措置を探

た理由を忖度するに、原告Xに手形訴訟の利用をゆるしてしまえば、事実上、ほぼストレートにXに仮執行宣言付きの勝訴判決を与えることとなつてYに経済的な打撃を加えることをおそれ、それゆえにXの訴えを不適法却下したというのが本当のところではないか。不適法を理由とする却下判決に対しては控訴や異議申立が禁止されるから（民訴法三五六条但書、三五七条）このような「間口審査」にはXの手形金請求を裁判所から締め出す事実上の効果があるともいえよう（ちなみに本判決に一ヶ月先立つ一〇月一七日、同じ東京地裁民事第七部（手形部）において同一の裁判官により同趣旨の判決が出されている——前出・東地判平成一五年一月一七日）。

確かに、いわゆる商工ローン業者の常套手段として、手形の無因性を逆手にとつて、原因関係上の連帯保証関係や違法な高利を隠遁し、手形訴訟によつて強制執行の前提を整えるといったやり口が知られており（丸山秀平・平成一五年度重要判例解説（ジュリスト一二六九号）一一六頁）、しかも多くの例では「私製手形」であることから債務者が手形であることを認識しないまま振出人欄に署名、捺印してしまつ危険すらある。その場合には、理論的には手形意思表示の瑕疵・欠缺や原因関係上の抗弁の対抗によつて當

事者間の正義・衡平をはかることは可能であるが、手続法上、通常訴訟移行後でなければ債務者側からのそれらの事由の主張・立証は困難である。また、いつたん仮執行宣言を付せられた所持人勝訴判決が下れば、仮執行免脱宣言または手形判決に対する異議申立てに伴う執行停止を申し立てるほかなく、いずれにしても債務者は保証金の負担を強いられる。債務者が経済的にダメージを受け、資金ショートを起こした場合には訴訟を追行するどころではなくなるのは明らかである。

本件のような「私製手形」の利用と類似した手口として、金融業者が顧客からだまし討ち的に徵求した執行認諾文言付き公正証書の作成委任にもとづき、公証人に執行力ある公正証書を作成させていたという現実がある。裁判所としても、そのような公証人と同じ様に高利の業者に手を貸すような真似はしたくないと考えるのもやむをえない面がある。

だが、事の本来を正してみれば、手形判決に職権によつて必要的に仮執行宣言を付さなければならないというその制度の適用が問題なのである。ならば、制度の運用によつて、低額の保証金によつて仮執行を免れ、または、停止することがあるてもよいのではないか（立法論的には手形訴

訟の通常手続への移行を原告の申立てだけでなく、職権によつても可能にすることが考えられよう——豊田健夫・金法一六一三号六・一二頁）。もとより判旨もその点を考慮した上で、なおかつ本件訴訟を許し難い「制度の濫用（悪用）」としていわば制裁的に却下したのであろうが（）の点を指摘するものとして品谷篤哉「速報重要判例」  
<http://www.tkcllex.ne.jp/commentary/data/2004-003.pdf>、筋からいえば、一回の審理とはいえ口頭弁論期日において手形法固有の理論により棄却すべき請求ならばそのようにすべきであつたのではないか。手形訴訟提起の要件である「手形による金銭の支払の請求」に通常訴訟で明らかになるべき実質的判断をもちこんでいる点で先例とすべき判断であるとは言い難いであろう。

高田 晴仁